

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を 改正する政令（案）の概要

1. 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）の一部の施行により地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、普通地方公共団体は、条例で、その職員等に対し在宅勤務等手当を支給することが可能となることに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定する普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等について、基準給与年額の算定基礎から除く手当に在宅勤務等手当を追加する等所要の改正を行う。

2. 改正の概要

○地方自治法施行令の一部改正

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責については、地方自治法第243条の2の7第1項（※）において、賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を条例で定めることができるものとされている。

当該「政令で定める基準」（参酌基準）については、地方自治法施行令第173条第1項において、普通地方公共団体の長等の区分に応じ、基準給与年額に一定の乗数を乗じたもの、当該「政令で定める額」（最低額）については、同条第2項において、基準給与年額とされているところ、当該基準給与年額の算定基礎から除く手当に在宅勤務等手当を追加することとする。

※地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の規定

○市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

地方自治法施行令の一部改正と同様、合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責についても「在宅勤務等手当」を基準給与年額の算定基礎から除外するため、合併特例法施行令第50条第1項の表を改正するとともに、今般の改正による地方自治法施行令第173条第1項の改正内容を同表に反映する。

○上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条文

- ・地方自治法第180条の4第2項、第243条の2の7第1項
- ・市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第57条

4. 施行期日（予定）

公布：2月上旬

施行：令和6年4月1日